

審 第 1 9 9 2 号

答 申 第 5 8 3 号

令和 4 年 1 0 月 1 8 日

千葉県公安委員会

委員長 秋 口 守 國 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 3 年 4 月 1 4 日付け公委（交規）発第 6 7 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 1 1 4 4 号

令和 3 年 1 月 1 5 日付けで審査請求人から提起された、令和 3 年 1 月 1 2 日付け交規発第 3 4 号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和3年1月12日付け交規発第34号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年12月25日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「令和2年6月19日付公委（交規）発第77号にある現在の案とあるのを正式なものとした交通規制課と市原警察署と市原市の協議について、市原市土木管理課職員（〇〇〇〇）から開示請求者は令和2年12月24日に同課カウンターで同職員は電話で協議したと聞かされたが、いつ誰がどのような協議をしたのかが記載されている書類」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年1月15日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和3年1月12日付け交規発第34号行政文書不開示決定書による不開示決定とした処分を取消す。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 市原市に同様の開示請求をしたところ、対象文書を市原市では作成・取得していないとの回答があった。千葉県情報公開条例第11条に該当しない。
- (2) 千葉県警本部交通部交通規制課はおかしなことを隠すのを常習としているのは、千葉県知事への手紙への回答をしないことから明らかとなっている。きちんと決定をしなければならない。

3 反論書の要旨

- (1) 「千葉県公安委員会の権限に属する事務に関する規定」は法的根拠のない違法なものである。
- (2) 上記規程による令和2年6月19日付け公委（交規）発第77号は当然違法なものである。
- (3) 上記第77号には「現在の案」とあることから、市原市土木管理課職員（〇〇〇〇）から口答で正式なものとしたことが記録された文書はないと審査請求人は知らされ、同市に開示請求をして不開示の決定文書を受取っている。上記第77号は、〇〇〇〇が市原市長に提出した都市計画法の開発行為の許可申請に必要な文書として添付しなければならないため、市原市と県市原土木事務所と県警本部交通規制課と市原警察署が共謀し〇〇〇〇が〇〇〇〇の分譲マンション用立体駐車場建築のための同法許可のための利益供与だ。
- (4) 公務員が違法行為をしているのが明らかのため、個人の利益の侵害と関係のない理由で隠ぺいしているだけの事実が明らかと認めたことになる。
- (5) 「情報公開とは、県民と行政が情報を共有する趣旨である」から、逸脱は許されない。
- (6) 「取得も作成もしていない」との理由できちんと回答すればよだけの事である。その結果、上記（3）の開発行為の許可については市原市長の問題で県警の問題ではない。何も存否応答拒否となる根拠はない。
- (7) 上記第77号は、前任の交通規制課長が千葉県公安委員に決裁させないで、同課長が最終決裁者となり公安委員長名で公印有の虚偽公文書であったのが明らかとなっている。おかしなことをしたのを隠ぺいするための情報公開制度ではない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 不開示（存否応答拒否）の理由

開示請求に係る文書が存在するか否かを答えること自体が特定個人に関する情報を

明らかにすることとなり、結果として、条例第8条第2号の規定により保護しようとする個人の権利利益を侵害することとなる。よって、当該文書の存否を答えることはできない。

2 弁明の内容

審査請求人は、審査請求の趣旨において、処分の取消しを求めていることから、本件決定の妥当性について検討を実施した。

(1) 上記第3 2 (1) について

審査請求人は、いかなる理由で上記のような主張をしているのか判然としないが、本件請求は、特定個人に関する情報について開示を求めるものであり、開示請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、特定個人の行動内容を明らかにすることになる。そして、当該行動内容を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書の不開示情報の例外として開示する情報に該当しないため不開示とすべき情報である。そして、条例は、何人にも開示請求権を認め、同じ請求に対しては何人にも同じ情報を開示することから、自己の個人情報の開示請求である等の事情を考慮しない。

よって、当該情報が審査請求人に関する情報であったとしても同号に規定する個人情報に該当し、同号ただし書に該当しない限り不開示情報になることは明らかである。

(2) その他の主張について

審査請求人は、上記(1)の主張のほか、「千葉県警(察)本部交通規制課はおかしなことを隠すのを常習としているのは千葉県知事への手紙の回答をしないことから明らかとなっている。きちんと決定をしなければならない。」と主張するが、同主張は、条例の規定に基づいて行われた本件決定に何らの影響を及ぼすものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定

本件請求に係る行政文書は、上記第2 2のとおり、特定の協議について、特定の職員から開示請求者が特定の日に特定の場所で当該職員は電話で協議したと聞かされたが、いつ誰がどのような協議を行ったのかが記載されている書類である。

本件請求に対し、実施機関は、上記第2 3のとおり、本件決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すとの裁決を求めていることから、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

2 本件決定の妥当性

(1) 上記第4 2 (1) のとおり、実施機関によれば、本件請求に係る行政文書は、その存否を答えることにより、特定の個人に係る行動の内容という情報が明らかになるものであると説明する。

(2) 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、本件請求に係る開示請求書には、「開示請求者は令和2年12月24日に同課カウンターで同職員は電話で協議したと聞かされた」と記載されており、当該文書の存否を明らかにするだけで、当該内容を明らかにすることとなり、条例第8条第2号本文に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定により本件請求を拒否したと説明する。

(3) そこで、実施機関の説明について次のとおり検討する。

ア 当該請求書には、上記第2 2のとおり、特定の「協議について、市原市土木管理課職員(〇〇〇〇)から開示請求者は令和2年12月24日に同課カウンターで」「電話で協議したと聞かされた」と記載されているものの、この記載からは、特定の開示請求者について、当該請求者を識別することができる情報が記載されているとは認められない。

イ 以上のことからすると、本件請求に係る行政文書の存否を答えたとしても、特定の個人に係る行動の内容を明らかにすることとは言えないことから、上記第4 2 (1) において実施機関が説明する、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第8条第2号に規定する不開示情報を開示することになるとは認められない。

(4) したがって、当該文書については、本件決定を取り消した上で、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、実施機関は、本件決定を取り消すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 4月14日	諮問書の受付
令和3年 4月22日	反論書の写しの受付
令和3年 9月28日	審議
令和3年10月29日	審議
令和3年11月26日	審議
令和3年12月20日	審議
令和4年 1月28日	審議
令和4年 2月25日	審議
令和4年 3月23日	審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月30日	審議
令和4年 6月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)